９／11（木）の発表

報道発表資料の配付日時　　９月11日（木）10時00分

発表項目（行事名）	「北海道動物愛護推進員の募集」について		
記者レクチャーのお知らせ	（実施日時）	発表者	
		発表場所	

概要

【ポイント】
道では犬、猫等の動物の愛護や正しい飼い方について、道民の皆さまの理解を深めるためにボランティア活動を行う「北海道動物愛護推進員」を募集します。

1　応募要件
道内（札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。）在住の18歳以上の方で、動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある方。（資格、経験は問いません。）

2　応募方法
応募用紙にご記入の上、お住まいの地域の（総合）振興局環境生活課宛てに提出してください（郵送・FAXも可）。
※応募用紙は下記ＵＲＬからダウンロードできます。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/awc/R7_aigosuishin.html

3　募集人数・委嘱期間
人数：全道で170名
期間：委嘱日から令和９年（2027年）10月末まで（２年間）
※委嘱日は令和７年（2025年）11月を予定しています。
※ボランティアであり、謝金等は支給されません。

4　応募締切
令和７年（2025年）10月７日（火）必着
※ 詳細は別添「北海道動物愛護推進員募集要項」を御参照ください。

参考

○ 札幌市、旭川市及び函館市については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、各市が動物愛護推進員を委嘱することとされています。
○ 石狩市については、道の事務（動物愛護推進員の委嘱）を石狩市に委譲しています。

本件については、北海道動物愛護センター（あいにきた）のHPやSNSでも発信します。
【あいにきたHP】
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/awc/

【あいにきたSNS】
・facebook
https://www.facebook.com/hokkaido.awc.ainikita
・Instagram
https://www.instagram.com/hokkaido.awc.ainikita/
・×
https://x.com/AwcAinikita

報道（取材）に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク　（場所）道政記者クラブ及び各（総合）振興局記者クラブ

担当（連絡先）	北海道立動物愛護センター（担当者：次長　目黒） ＴＥＬ　ダイヤルイン　０１１－３９８－９０１１ 公用スマホ　０１１－５８５－６１０３　内線　３５５０８

北海道動物愛護推進員を募集します

（令和７年度（2025年度）北海道動物愛護推進員募集要項）

動物愛護推進員とは

北海道では、道内（札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。（※））における動物の愛護と管理を推進するため、動物愛護管理法第38条に基づき動物愛護推進員を委嘱し、ボランティアとして活動を担っていただいています。

動物愛護の推進に熱意があり、道の施策にご協力いただける方の応募をお待ちしています。

なお、ボランティアとして活動いただくため、謝金等は支給されません。

主な活動内容

① 行政が行う動物愛護イベント・アンケートなどへの協力
② 保健所・動物愛護センターに収容された犬・猫の譲渡事業（新しい飼い主探し）への協力
③ 災害時における犬、猫の避難･保護への協力
④ 道が収容した犬、猫に対する飼養管理の補助、一時預かり等
⑤ 犬、猫の不妊去勢手術や適正な飼育について、飼い主などへの助言
⑥ 道が行う犬猫の搬送への協力　等

募集内容・応募要件など

1　募集内容

（１）次の３区分で、全道で170名を各（総合）振興局単位で募集します。

① 一般の方（資格、経験は問いません。）

② 犬、猫等の動物に関する資格を有する方又は犬・猫等の動物に直接関わる仕事をされている方（ペット用品のみを取扱う仕事は含みません。）

○ 資格の種類は問いません。

（例：「獣医師」、「愛玩動物看護師」、「愛玩動物飼養管理士」、「ドッグトレーナー」等）

③ 市町村から紹介を受けた方

（２）区分ごとに募集定員を設けていますが、委嘱後は募集区分による区別はありません。

（３）任期は、委嘱の日（令和７年（2025年）11月中を予定）から令和９年（2027年）10月までの約２年間。

2　応募要件　（次の要件をすべて満たす方が対象となります。）

（１）北海道内（札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。）に居住し、18歳以上の方

（２）動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある方

（３）動物愛護管理法、狂犬病予防法、北海道動物の愛護及び管理に関する条例及び市町村の動物関係条例の規定を遵守している方

応　募　方　法　等

1　応募方法

応募書に必要事項をご記入の上、お住まいの地域の（総合）振興局保健環境部環境生活課宛てに提出してください。（郵送・FAXも可）

2　選考結果

各（総合）振興局で選考を行い、結果を応募者全員にお知らせします。

選考された方には、委嘱の承諾書を提出していただき、各（総合）振興局が行う1日間の研修会に参加していただいた後、「北海道動物愛護推進員の証」を交付します。

応募締切・応募先

1　応募締切

令和7年（2025年）10月7日（火）　必着

2　応募先・問合せ先

（1）北海道環境生活部自然環境局自然環境課（問合せのみ）

電話番号：011-204-5987

（2）北海道立動物愛護センター（問合せのみ）

電話番号：011-398-9011

（3）（総合）振興局保健環境部環境生活課（応募先・問合せ先）

振興局名	住所	電話番号	FAX番号
空知	〒068-8558　岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0045	0126-22-3621
石狩	〒060-8558　札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5825	011-232-1156
後志	〒044-8588　虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1354	0136-22-5835
胆振	〒051-8558　室蘭市海岸町1丁目4－1	0143-24-9578	0143-22-5170
日高	〒057-8558　浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9254	0146-22-7516
渡島	〒041-8558　函館市美原4丁目6－16	0138-47-9439	0138-47-9205
檜山	〒043-8558　檜山郡江差町字陣屋町336－3	0139-52-6494	01395-2-5783
上川	〒079-8610　旭川市永山6条19丁目1－1	0166-46-5924	0166-46-5206
留萌	〒077-8585　留萌市住之江町2丁目1－2	0164-42-8436	0164-42-1650
宗谷	〒097-8558　稚内市末広4丁目2－27	0162-33-2922	0162-33-2631
オホーツク	〒093-8585　網走市北7条西3丁目	0152-41-0632	0152-44-3122
十勝	〒080-8588　帯広市東3条南3丁目	0155-26-9031	0155-22-3746
釧路	〒085-8588　釧路市浦見2丁目2－54	0154-43-9155	0154-41-2703
根室	〒087-8588　根室市常盤町3丁目28	0153-23-6823	0153-23-6215

北海道動物愛護推進員

募集中

動物愛護法に基づき**北海道知事が委嘱する、**
公的な役割を持つ**ボランティア**です。

各振興局管内におけるボランティア活動

- ✔動物愛護イベント、新しい飼い主さがしへの協力
- ✔災害時における犬、猫の避難・保護への協力
- ✔犬や猫の適正飼養の普及啓発

など

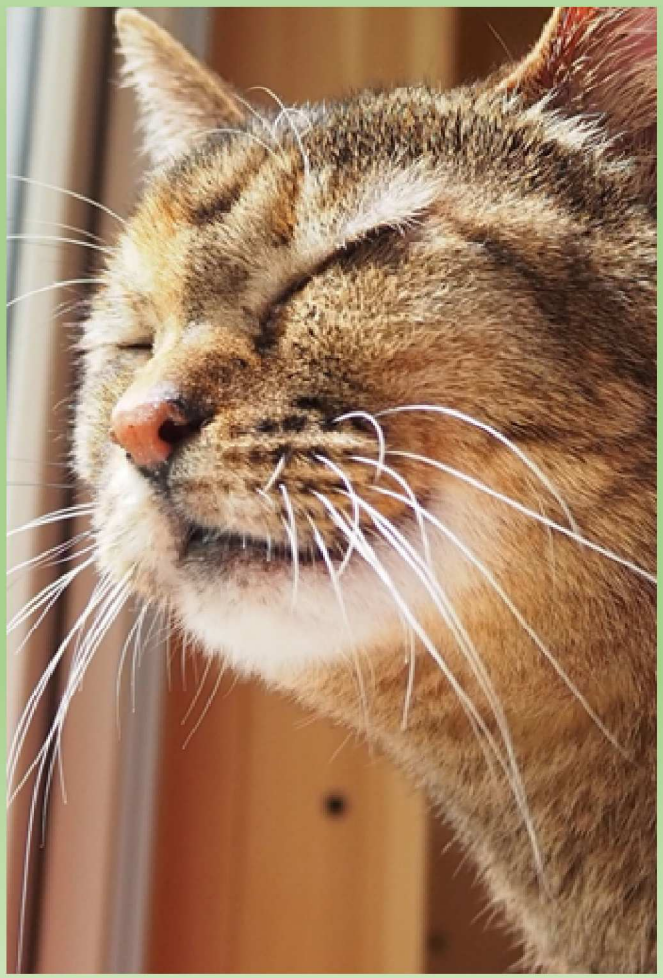

応募しめきり 令和7年10月7日（火）

お問い合わせ・応募先 各振興局環境生活課

※詳しくはコチラ

北海道立動物愛護センター
〒069-0836 北海道江別市文京台緑町582番地1
☎ 011-398-9011

北海道動物愛護センター
あいにきた